

## 生涯現役夢追塾運営事業業務公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、50歳以上の世代を対象に、今まで培ってきた能力を眠らせることなく、退職後もその技術や経験、能力や人脈などを生かし、地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と育成を目的として、「生涯現役夢追塾」を実施するものである。

実施にあたっては、公益性を担保しつつ、地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘や育成が必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

### 2 業務概要

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| (1) 業務名      | 生涯現役夢追塾運営事業            |
| (2) 業務の詳細な説明 | 生涯現役夢追塾の運営他（別紙仕様書のとおり） |

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

ア 法人登記していること。

イ 本市の保健福祉施策及び高齢者の地域活動や就業支援の推進について、共通の理念を持って事業を実施できること。

- ウ 生涯現役夢追塾に関係する団体と連絡・調整ができること。
- エ 地域での経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘や育成を目的とした企画・運営ができること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 北九州市保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課

電話番号 093-582-2407 FAX番号 093-582-2095

##### (2) 説明書に対する質問受付及び回答

###### ア 受付期間

令和7年2月6日から令和7年2月21日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで

###### イ 受付担当課

(1) に同じ。

###### ウ 回答

受付担当課から回答する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和7年2月7日から令和7年2月25日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1) に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を  
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

###### エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても  
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と  
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局長寿社会対策課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

